目　　次

第１章　特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について

第１節
第１　省令及び告示の制定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１
第２　特定共同住宅における基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１
第３　運用上の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１
第４　運用上の開始日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３
第５　従前の規定及既存防火対象物の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４

第２節　特定共同住宅の構成
特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令について（平成１７年3月２５日、総務省令第４０号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　５
第２　用語の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　５
第３　必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準　・・・・・　Ｐ　７
第４　必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準　・・・・・　Ｐ　１１
第５　必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準　・・・・・　Ｐ　１２

特定共同住宅の位置、構造及び設備（平成１７年3月２５日、消防庁告示第２号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１４
第２　用語の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１４
第３　通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅位置、構造及び設備
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１４
第４　特定光庭の基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１６

特定共同住宅の構造類型（平成１７年3月２５日、消防庁告示第３号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１９
第２　用語の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１９
第３　二方向避難型特定共同住宅等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１９
第４　開放型特定共同住宅等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２０
第５　二方向避難・開放型特定共同住宅等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２１

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能（平成１７年3月２５日、消防庁告示第４号）

第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２２
第２　耐火性能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２２

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成１８年5月３０日、消防庁告示第１７号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２３
第２　設置及び維持に関する技術上の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２３

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成１８年5月３０日、消防庁告示第１８号）

第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２８
第２　用語の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２８
第３　設置及び維持に関する技術上の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　２９

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成１８年5月３０日、消防庁告示第１９号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３５
第２　用語の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３５
第３　住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３５
第４　共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３８

戸外表示機の基準（平成１８年5月３０日、消防庁告示第２０号）
第１　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４０
第２　構造及び機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４０
第３　附属装置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４１
第４　表示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４１

第３節　　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について
第１　共通次項（用語の意義）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４２
第２　特定共同住宅の位置、構造及び設備を定める件について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　４５
第３　特定共同住宅の構造類型を定める件について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　６７
第４　タイプ別特定共同住宅の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　７８